

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則

山口県工事執行規則の一部を改正する規則（監理課）……………一

山口県工事検査規則の一部を改正する規則（監理課）……………一

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（砂防課）……………一

訓令

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令（都市計画課）……………七

告示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第五条第五項の身分を示す証明書の様式に関する告示の廃止（砂防課）……………七



山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百八号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

山口県工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百九号

山口県工事検査規則の一部を改正する規則

山口県工事検査規則（昭和四十三年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「（教育事務所を除く。）」を削る。

第三条中「除き、」の下に「土木建築部又は」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第二条 法第五条第五項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の身分を示す証明書は、別記第一号様式による。

(計画説明書の様式)

第三条 省令第八条第二項の計画説明書は、計画説明書(別記第二号様式)によらなければならない。

(特定開発行為為許可申請書の添付図書)

第四条 省令第八条第一項の特定開発行為為許可申請書には、省令第十条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

一 特定開発行為をする土地の登記事項証明書

二 特定開発行為をする土地の公図の写し

三 特定開発行為をする土地の求積図で縮尺五百分の一以上のもの

四 特定開発行為をする土地の状況を表示する写真

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(工事着手の届出)

第五条 法第九条第一項の許可(以下「特定開発行為許可」という。)を受けた者は、当該特定開発行為許可に係る工事に着手したときは、直ちにその旨を工事着手届(別記第三号様式)により知事に届け出なければならない。

(住所等の変更の届出)

第六条 特定開発行為許可(法第十六条第一項の規定による許可を含む。)を受けた者は、住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、速やかに住所等変更届(別記第四号様式)にその変更の事実を証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

(特定開発行為許可済標識の掲示)

第七条 特定開発行為許可を受けた者は、当該特定開発行為許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に特定開発行為許可済標識(別記第五号様式)を掲示しておかなければならない。

(特定開発行為の変更の許可の申請)

第八条 法第十六条第二項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書(別記第六号様式)によらなければならない。

2 前項の特定開発行為変更許可申請書には、省令第十条に規定する図書及び第四条各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)(を添えなければならない。

(特定開発行為の変更の届出)

第九条 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、特定開発行為変更届

(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書の添付図書)

第十条 省令第十七条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

一 特定開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 特定開発行為に関する工事を廃止したときの土地の状況を表示する図面及び写真

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(地位の承継)

第十一条 特定開発行為許可を受けた者の相続人その他の承継人又は特定開発行為許可を受けた者から当該特定開発行為許可に係る土地の所有権その他当該特定開発行為許可に係る工事を施行する権原を取得した者は、当該特定開発行為許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに地位承継届(別記第八号様式)に地位を承継したことを証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

(書類の提出)

第十二条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該土地の属する区域を所管する土木事務所の長を経由し、正本一部及び副本一部を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式 (第2条関係)

(表)

身分証明書	第 号
所属 職氏名	
<p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び第21条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する調査等のため、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明します。</p>	
年 月 日発行	
山口県知事	印

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律抜粋

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(第6項から第10項まで省略)

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合において、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(第3項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第2号様式 (第3条関係)

計 画 説 明 書

対策工事計画の方針 特定開発行為の目的 対策工事の方法 特記事項 急傾斜地の崩壊原因となる自然現象 急傾斜地の崩壊等のある土地の状況 土砂災害を防止するための施設	1 急傾斜地の崩壊 2 土石流 3 砂防指定地 4 地すべり防止区域 5 急傾斜地崩壊危険区域 保安林 その他 ()
	用途地域の種類 その他の地域地区の種類
区域区分 1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 その他の区域	地区 1 住宅 2 農地 3 山地 4 林地 5 公共施設用地 6 その他 計
開発区域内の土地利用計画 区分 面積 比率	建築物の用途が制限用途であるもの 建築物の用途が制限用途以外のもの 公共施設用地 公益的施設用地 その他 計

注

- 1 開発区域を工区に分割したときは、工区別の計画説明書を作成すること。
- 2 「特定開発行為の目的」欄には、住宅分譲その他の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6条各号に掲げる施設の区分を記入すること。特に配慮した事項を記入すること。
- 3 「特記事項」欄は、設計上考慮した周辺地との関連その他施行地区内の計画で特に配慮した事項を発生原因とするもの番号を「砂防指定地等」欄及び「地域地区等」欄の「区域区分」欄は、該当するもの番号を「公共施設用地」欄及び「公益的施設用地」欄の用に供する許水施設の用地をいう。画法施行令（昭和44年政令第158号）第27条の公益的施設の用地をいう。
- 4 「公共施設用地」とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防施設の用地をいう。
- 5 「公益的施設用地」とは、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第27条の公益的施設の用地をいう。
- 6 「公益的施設用地」とは、日本工業規格A列4とする。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第3号様式 (第5条関係)

工 事 着 手 届 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 ①
届出者 住所 氏 名 (電話 局 番)

下記のとおり特定開発行為許可に係る工事に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
開発区域に含まれる地域の名称		
工事着手年月日	年 月 日	
住所及び氏名		
工事現場管理者連絡場所	(電話 局 番)	

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第6条関係)

住 所 等 変 更 届 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 ①
届出者 住所 氏 名 (電話 局 番)

下記のとおり住所等を変更したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

- 添付書類
変更の事実を証する書類
注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式 (第7条関係)

100センチメートル

特定開発行為許可済標識

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
開発区域に含まれる地域の名称		
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	
予 定 建 築 物 の 用 途		
工 事 の 期 間	年 月 日	から 年 月 日まで
許可を受けた者の住所及び氏名		
工事施行者の住所及び氏名		
工事現場管理者の氏名		

80センチメートル

80センチメートル

第6号様式 (第8条関係)

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 〇〇〇〇〇〇
 申請者 住所 〇〇〇〇
 氏 名 〇〇〇〇 (電話 〇〇〇 局 〇〇 番)

下記のとおり特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第 号
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
備 考		

山口県収入証紙はリ付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

変更前の許可に係る申請書に添付した図書に変更があるときは、当該変更後の図書

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式（第9条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり特定開発行為の軽微な変更をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第	号
変 更 事 項	1	対策工事等の着手予定年月日	
	2	対策工事等の完了予定年月日	
変更の内容	変更前	年 月 日	
	変更後	年 月 日	
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式（第11条関係）

地 位 承 継 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

承継者 住所

氏 名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第11条第2項の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令 第	号
許可に係る地域の名称及び面積			
承 継 の 理 由			
	住 所		
被 承 継 者	氏 名		
承 継 の 年 月 日	年 月 日		

添付書類

地位を承継したことを証する書類

注 1 承継者又は被承継者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 承継者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



山口県訓令第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第一号中「及び市街化調整区域」を「と市街化調整区域との区分」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定及び変更に関すること。

別表第一中「農林部長 水産部長 教育次長」を「農林水産部長 教育次長 警察本部交通部長」に改める。

別表第二総合政策局の項中「政策企画課長」を「政策企画課長 統計分析課長」に改め、同表地域振興部の項中「市町村課長 市町村合併推進室長 統計課長」を「市町村課長」に改め、同表環境生活部の項中「県民生活課長」を「県民生活課長 人権対策室長」に改め、同表健康福祉部の項中「人権対策室長 障害福祉課長」を「障害者支援課長」に改め、同表農林部の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産政策課長 農業振興課長 農村整備課長 畜産振興課長
	森林企画課長 森林整備課長 水産振興課長 漁
	港漁場整備課長

別表第二水産部の項を削り、同表土木建築部の項中「用地課長」を「技術管理課長」に改め、同表教育庁の項中「文化財保護課長」を「社会教育・文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県告示第二百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第五条第五項の身分を示す証明書の様式に関する告示（平成十六年山口県告示第三百六十二号）は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)